2　法第三百五十条の八の決定を取り消す裁判書には、その理由が法第三百五十条の十一第一項第一号、第二号又は第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことであるときは、その旨を記載しなければならない。

第二百七十八条第一項中「少年法」の下に「（昭和二十三年法律第百六十八号）」を加える。

（不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部改正）

第二条　不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則（平成二十三年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第二百十七条の二十九第一項」を「第二百十七条の三十一第一項」に、「第三百十六条の二第二項」を「第三百十六条の二第三項」に改める。

第八条第一項中「及び第百二十六条」を「、第百二十六条及び第百七十八条の十一」に改め、同項の表に次のように加える。

第百七十八条の十一第一項及び第二項	被告人	共同被告人
	弁護人	その弁護人

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年十二月一日）から施行する。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正）

第二条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「第二百十七条の三十三第一項」を「第二百十七条の三十五第一項」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第三条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の表第百七十八条の十第二項、第百八十七条の三第三項、第二百十七条の十一（第二百十七条の二十七において準用する場合を含む。）の項中「第百七十八条の十第二項」を「第百七十八条の十五第二項」に、「第二百十七条の十一」を「第二百十七条の二十七」を「第二百十七条の二十九」に改める。

第四十四条第一項及び第四十六条第一項第一号中「第二十六条第一項第十五号」を「第二十六条第一項第十六号」に改める。

第四十七条中「第二百十七条の十四」を「第二百十七条の十五」に改める。

第五十七条第三項中「第二百十七条の三十六及び第二百十七条の三十七」を「第二百十七条の三十八及び第二百十七条の三十九」に改める。

最高裁判所長官　寺田　逸郎